

広島県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団 わらび会協田 医院	呉市焼山中央二丁目 一番一号	医療法人社団わ らび会協田医院 苗代診療所	呉市苗代町河原田 六八番三	平成二十三年一月 二十六日
藤本 文彦	呉市阿賀北七丁目 一三番一二号	藤本歯科医院	呉市阿賀北七丁目 一三番一二号	平成二十三年九月三 〇日
有限会社本通り 調剤薬局	尾道市因島土生町 一八九九番地一四	土生本通り薬局	尾道市因島土生町 一八九九番地一四	平成二十四年二月二 九日